

# 補 足 資 料

## 1. 交付スケジュール

期 日	内 容
5月22日(月) ～ 6月30日(金) 必着	<b>1 募 集</b> (1地区1団体まで) ・ 応援金交付申請書(様式第1号) 及び ・ 応援金請求書(様式第3号) を提出してください。 (対象団体) ・ 地区社会福祉協議会(15地区) ・ 地区セーフコミュニティ推進協議会(6地区) ・ 地区支えあい活動の協議会(中曽根区) ※各地区1団体が申請できます。
7月 7日(金)	<b>2 審査会</b>
7月14日(金)	<b>3 審査結果通知(様式第2号) 郵送</b> ・ 上記通知をもって交付決定とします。
7月20日(木)	<b>4 応援金を指定口座へ入金</b>
	<b>5 事業実施</b> ・ 各地区でそれぞれの事業を実施 ・ <u>事業内容を変更する場合</u> 、事前にご相談いただき、 <u>事業変更申請書(様式第5号)</u> を提出してください。
事業終了	<b>6 事業終了後30日以内に実績報告(3月15日まで)</b> ・ 実績報告書(様式第4号)

## 2. 留意事項

- (1) 1行政区1団体までの申請となります。1行政区において複数の申請があった場合は、調整を図って頂きますようお願いいたします。
- (2) 経費の収支計画につきまして、応援金の使途が分かるように具体的にご記入ください。
- (3) ふれあいサロンにかかる経費、支えあいマップ更新にかかる経費、災害対策等の経費は対象外となります。
- (4) 地区の支えあい活動で発生する報酬(手当)は対象外となります。

### 3、小地域支えあい活動継続応援金 活用事例

※小地域支えあい活動継続応援金交付要綱の第4条と合わせてご確認ください。

#### (1) 見守り・声掛け活動

- ・見守り訪問活動を行う際に必要な、役員のタスキ、腕章やネームプレート等経費。
- ・定期的な安否確認のために、一人暮らし宅へ電話をかける事業にかかる電話代の補助。(日常的な電話代は除く)
- ・個人の情報や書類を補完するために必要なファイルを購入する。

#### (2) 生活支援活動

- ・雪かき支援を行うために必要な、雪かきの購入費用、防寒対策。
- ・庭木の剪定、高齢者宅等の畑を耕す事業などに必要な備品を購入する。
- ・刈払機を使用しての作業にかかる、ガソリン代、替え刃。(地区の作業は対象外)
- ・移動支援に必要なガソリン代。(日常的なガソリン代は除く)
- ・活動を安全に行うための保険料。(ボランティア活動保険、民間の保険等)

#### (3) 住民ニーズの把握

- ・住民の困りごとニーズの調査や支援者を募集するため等のアンケート調査を行う。
- ・直接個別訪問など行いニーズを聞き取ったり、困った時に相談できるように地区相談窓口カードを配布する。※単発の訪問事業は対象外となります。

#### (4) 広報啓発活動

- ・住民の関心や理解を深めるための広報誌やチラシ等の発行、活動を啓発するためのジャンバーや腕章等の購入など。

#### (5) 福祉懇談会・学習活動

- ・支えあい活動を推進するための学習会にかかる諸経費。(講師代含む)  
(個人情報取り扱い、障がい者や、認知症の方への接し方、身体介護方法など)
- ・区民へ活動紹介や関心を深めるために社協だより等の広報誌を発行する際にかかる経費。

#### (6) 定期的な検討会

- ・小地域支えあい活動を継続的に進めていくため、協議体(支えあいの中核組織)の会議等の運営に必要な経費。(ファイル、紙、印鑑、インク代、郵送料など)